

# 令和3年度第1回宮古島市公設市場入居者募集要項

## 1. 趣旨

入居者を募集するため制定する。

## 2. 公設市場の住所等

### 1) 住所

宮古島市平良字下里1番地

### 2) 建物

構造：鉄筋コンクリート造

階数：地上2階

建築面積：468.12㎡

延べ面積：745.92㎡（1階451.97㎡、2階293.95㎡）

## 3. 募集する業種及び入居予定場所 ※A-4を追加しました。

### 1) A棟は、青果販売、特産加工品販売、総菜販売等の事業者を募集する。

※A-4に関しては、火器類の設置不可。

区画	面積	使用料(月額)	管理料(月額)	月額合計
A-4	9.83㎡	13,270円	1,966円	15,236円

### 2) B棟は、精肉・鮮魚販売、特産加工品販売の事業者を募集する。

※B-2に関しては、火器類の設置不可。

区画	面積	使用料(月額)	管理料(月額)	月額合計
B-2	18.30㎡	24,705円	1,830円	26,535円

### 3) 青空市は広場において青果販売等の事業者を募集する。

区画	面積	使用料(月額)	管理料(月額)	月額合計
C-4	3.96㎡	2,400円	0円	2,400円
C-5	3.96㎡	2,400円	0円	2,400円
C-6	3.96㎡	2,400円	0円	2,400円
C-8	3.96㎡	2,400円	0円	2,400円
C-11	3.96㎡	2,400円	0円	2,400円

## 4. 応募資格要件

下記条件を満たす法人又は個人とする。

- 1) 本市に住所を有する法人又は個人
- 2) 業務を行うための資力・信用を有していること
- 3) 住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等の市税の滞納がないこと
- 4) 宮古島市から指名競争入札の指名停止措置を受けていない団体
- 5) 会社更生法、民事訴訟法の規定に基づき更正又は更正手続きをしていない団体

## 5. テナント設備等

建物はスケルトン渡し（内装・設備等がない状態での引き渡し）とする。下記部分については入居者の負担で実施することは可能だが、事前に管理者（市役所）に申請し、許可を受けること。なお、床・壁への穴開けは原則禁止とする。

- 1) 店舗造作及び装飾
- 2) 店舗内の電気・電話等の配線
- 3) 業務機器
- 4) ガス・水道の配管（店舗により設置できない場合がある）

## 6. 使用料等

### 1) A-4

- ①使用料： 1㎡あたり1,350円/月とする。
- ②管理経費： 1㎡あたり200円/月とする。
- ③光熱水費： 電気料金については子メーターにより入居者負担とする。
- ④敷金： 入居時に月額使用料の2ヶ月分の敷金を預かる。

### 2) B-2

- ①使用料： 1㎡あたり1,350円/月とする。
- ②管理経費： 1㎡あたり100円/月とする。
- ③光熱水費： 店舗ごとに個別契約とする。
- ④敷金： 入居時に月額使用料の2ヶ月分の敷金を預かる。

### 3) C-4、C-5、C-6、C-8、C-11

- ①使用料： 1㎡あたり600円/月とする。管理料及び敷金は無し。

## 7. 入居事業者選定の方法

- 1) 入居を希望する方は、別途様式により入居希望表明書を提出すること。申込は1人（1社）につき1店舗とし、複数箇所への応募は認めない。
- 2) 募集締め切り後、宮古島市観光商工部内において応募資格要件、業務内容の一次審査、二次審査を行い最終的な候補者を決定する。
- 3) 一次審査の評価基準
  - ① 提出書類の確認
  - ② 公的義務の履行状況
- 4) 二次審査の評価基準
  - ① 事業計画の内容
  - ② 将来性
  - ③ 経営能力
  - ④ 施設の活用
- 5) 審査の結果は全応募者へ文書で通知する。
- 6) 入居する区画は候補者の希望により決定する。

- 7) 入居の辞退等がでた場合、評価結果により次点繰り上げをして入居させることがある。
- 8) 応募者数が定員に満たない場合でも市場の使用目的にそぐわない場合は、入居できないことがある。
- 8) 審査会は公開しないものとする。

## 9. 提出書類等

### 1) 提出書類

団体（法人）の場合	個人の場合
1) 入居希望表明書	1) 入居希望表明書
2) 宮古島市公設市場事業計画書	2) 宮古島市公設市場事業計画書
3) 登記簿謄本	3) 履歴書
4) 定款又は規約	4) 過去2カ年の確定申告書の写し
5) 過去2カ年の決算書等	5) 過去5年間の完納証明書 (住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税等の市税)
6) 過去5年間の完納証明書 (住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税等の市税)	/
7) 代表者の履歴書、過去2カ年の確定申告書の写し	
8) 代表者の過去5年間の完納証明書 (住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税等の市税)	

- 2) 提出期限 令和3年6月30日（水）午後5時
- 3) 提出場所 宮古島市観光商工部観光商工課  
〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地 2階
- 4) 提出部数 1部
- 5) 提出方法 郵送（**提出期限必着**）
- 6) その他
  - ①提出された書類について提出後の追加及び変更は認めない
  - ②提出された書類は返却しない
  - ③提出された書類の複製を作成する場合がある
  - ④提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある

## 10. 注意事項

- 1) 施設の内覧について
  - ①入居希望者で入居店舗の内覧を希望する者は、事前に申し出ること。
  - ②内覧の時間は施設の営業時間内とする。
  - ③内覧希望施設が施錠されている場合、職員立ち会いのもと内覧することができる。
- 2) 入居希望の取り下げについて
  - ①書類提出後に申請を取り下げたい場合は速やかに申し出ること。

### 3) 期限の厳守について

- ①提出期限、説明会の日時は厳守すること。個別理由による遅れは考慮しない。

#### 【その他の留意事項】

1. 入居には連帯保証人を2名立てること。  
(連帯保証人は宮古島市に住所を有し、申請者とは別世帯であること)
2. 入居期間は令和4年3月31日までとする。ただし、更新することができる。
3. 入居者は、入居の権利を譲渡又は入居場所を転貸することはできない。
4. 使用料は、毎月5日までにその月分を前納すること。
5. 入居期間が1ヶ月に満たないときは、使用料は日割り計算とする。
6. 既納の使用料等は返還しない。
7. 入居者が原状を変更する場合は、原状変更願を提出し、市長の承認を受けなければならない。
8. 市場施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、入居者の責めに帰すべき事由による場合は、入居者の負担とする。(例：入居場所の排水管つまり等は入居者負担)
9. 入居者が原因で市場をき損又は滅失したときは、入居者はこれを原状に戻し又はそれに要する費用の全額を賠償しなければならない。
10. 次の場合は、入居を取り消したり、許可を取り消すことがある。
  - (ア) 入居許可条件に違反したとき
  - (イ) 外の入居者の使用を妨害したとき
  - (ウ) 使用料などを期間内に納めないとき
11. 市場の営業時間は、原則として午前8時から午後9時までとする。
12. 入居場所及びその周辺清掃は各自の責任において行うこととする。
13. 入居者専用の駐車場はない。公設市場の駐車場はお客様専用であり入居者は利用できない。  
また、公設市場敷地内は駐車禁止である。違反がみられた場合、入居を取り消すことがある。
14. 入居日については、令和3年8月1日以降を予定している。店舗の状況によっては入居日が遅れる場合がある。